品川区高齢者等車いす貸与事業実施要綱

制定 昭和50年5月1日

改正 昭和 60 年 4 月 1 日 要綱第 173 号

改正 平成 7年 4月 28日 要綱第 35号

改正 平成 29 年 12 月 28 日 要綱第 151 号

(目的)

第1条 この要綱は、歩行が困難な高齢者等に対し、車いすを貸与することによって その福祉の向上を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 この事業の対象者は、区内に住所を有するおおむね 65 歳以上の者であって、 次の各号の要件に該当する者とする。

ただし、区長が特に必要と認めたものについてはこの限りではない。

- (1) 在宅で疾病傷痍その他身体上の障害があるために、屋内外において自力で 歩行することが困難であること。
- (2) 車いすを使用するために必要な介護人および、付添い人が得られること。
- (3) 要介護認定を受けていない、または要介護1以下であること。

(経費の負担)

第3条 車いすの使用料は無料とする。

ただし、車いすの借り受けおよび返還のため運送に要する経費、並びに小破修 理に要する経費は、原則として借受人が負担するものとする。

(貸与手続)

第4条 車いすの貸与を受けようとする者(以下「申請者」という)は、品川区高齢者等車いす貸与申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。

(貸与の決定)

- 第5条 区長は、申請を受理したときは、対象世帯の実情につき調査を行い、貸与の 可否を決定する。
- 2 区長は、前項の規定により車いすの貸与を決定したときは、品川区高齢者等車いす貸与決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するとともに、車いすを貸与するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与期間は、原則として6か月とする。

ただし、対象者が区外に転出した場合や、貸与を必要としなくなった場合は、速 やかに返還するものとする。

(使用上の注意義務)

第7条 車いすの貸与を受けた者およびその家族は、善良な管理者の注意をもって車 いすを対象者の使用に供することに務め、これを他の目的に使用し、譲渡し、交換 し、転借し、または担保に供してはならない。

(届出義務)

- 第8条 車いすの貸与を受けた者が住所を変更しようとするときは、住所変更届(第3号様式)により、車いすの使用を必要としなくなったときは、品川区高齢者等車いす返還届(第4号様式)により、それぞれ、区長に届出をしなければならない。(貸与の取消)
- 第9条 区長は、車いすの貸与を受けた対象者等が次の各号の一に該当する場合は、 その貸与を取り消すことが出来る。
 - (1) 資格要件がなくなったとき。
 - (2) 偽りの申請によって貸与をうけたとき。
 - (3) 善良なる管理者の注意を怠ったとき。

- (4) その他、区長が貸与することが適当でないと認めたとき。
- 2 前項により取消の決定をしたときは、品川区高齢者等車いす貸与解除通知書(第5号様式)により通知する。

(細 目)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

(付則)

この要綱は、昭和50年5月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成7年4月28日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

品川区高齢者等 車いす貸与申請書

年 月 日

品川区長あて

申請者	住所
	氏名
	電話
	対象者との続柄

下記により、車いすの貸与を申請します。

貸与	氏名	明・大・昭	年	月	日生	歳
対象	住所					
者	電話	返還予定日		年	月	日

<申請理由>

-	\ -	7,
	涌	院
	IHH	IJT.

- 2. リハビリ
- 3. 散歩等

4. その他

車いす番号	
第	号

品川区高齢者等 車いす貸与決定通知書

年 月 日

様

品川区長

車いすについて、下記のとおり貸与することを決定しましたので通知します。

貸 与	氏名				車いす番号	第		号
対象者	貸与日	年	月	日	返還予定日	年	月	日

車いす使用中の注意事項

- ※ 次の場合は、ただちに返還願います。
- 貸与期間中に車いすを必要としなくなった場合
- 区外転居や施設入所、入院される場合
- 貸与期間(最大6か月)が過ぎた時
- ※ 車いすの管理
- 十分な注意をもって維持管理願います。
- 借り受けおよび返還に要する運送費は自己負担でお願いします。
- 貸出中の車いすの小破修理については、自己負担でお願いします。

ただし、車いすの全部または一部が壊れたときなど、大きな修理を要するときは、

下記へご連絡ください。

<問い合わせ先> 福祉部高齢者福祉課 支援調整係 TEL 03-5742-6728

住所変更届

年 月 日

品川区長あて

住	所			

氏 名

電話

下記のとおり住所が変わりましたので、お届けします。

記

車いす番号	第			믓		
貸与対象者氏名						
住 所	新住所旧住所				Tel ()
住所変更年月日		年	月	日		

品川区高齢者等 車いす返還届

年	月	日

品川区長あて

住_	所			

氏 名

電 話

現在貸与を受け使用中の車いすを、下記のとおり返還致したくお届けします。

車いす番号	第 号	<u>1</u>	
貸与対象者氏名			
貸与対象者住所			
返還年月日	年	月 日	
返還理由	1. 期限満了のため 2.	回復した 3. 死亡	4. その他
故 障	有 • 無		

品川区高齢者等 車いす貸与解除通知書

年 月 日

様

品川区長

現在貸与している車いすについて、下記の理由により貸与の解除をしましたので通知します。

記

理 由